

## 第4部：第三の柱－市場規律

### I. 概説

#### A. 情報開示基準

808. 当委員会では、本枠組が適用される銀行に対して情報開示の基準を導入するのを確保するうえで、第三の柱は十分に合理性があると信じている。監督当局は、銀行がそのような情報開示を行うよう要求するにあたり、複数の措置を用いることができる。これらの情報開示の中には、特定の方法の使用、または特定的手段や取引の認識に対する適格基準 (qualifying criteria) となるものもある。

#### B. 指針 (Guiding principles)

809. 第三の柱－市場規律の目的は、最低所要自己資本（第一の柱）および監督上の検証プロセス（第二の柱）を補完することである。当委員会は、一連の情報開示基準を作成することで、市場規律を推進することを目指している。この情報開示基準により、市場参加者は、適用範囲、自己資本、リスク・エクスポージャー、およびリスク評価プロセスなどの重要な情報について、ひいては銀行の自己資本充実度について、評価できるようになる。当委員会は、内部の計測手法 (internal methodologies) の使用により、銀行が所要自己資本を算定するうえでの裁量が増えるため、このような情報開示は本枠組の下では特に重要 (particular relevance) であると考えている。

810. 原則として、銀行の開示は、上級経営陣と取締役会による銀行のリスクの評価・管理方法と整合的であるべきである。第一の柱において、銀行は、自らが直面する様々なリスクや、その結果としての所要自己資本を測定するのに、特定の手法/計測方法を利用する。このような共通の枠組に基づく情報開示は、銀行が抱えているそれらリスクのエクスポージャーを市場に知らせる効果的な方法であり、整合性があり、分かり易く、比較可能性を増大させるような情報開示の枠組を提供するものと、当委員会では考えている。

#### C. 適切な情報開示の達成

811. 当委員会は、情報開示基準を実現するために各国の監督当局が利用できる権限は、それぞれ異なることを認識している。市場規律は、安全で健全な銀行の経営環境に貢献し、そして監督当局は、銀行 (firms) が安全で健全な方法で業務を行うよう求める。監督当局は、安全性および健全性の観点から、銀行に情報公開を行うよう要求する。または、監督当局は銀行に対し、規制に基づく報告 (regulatory reports) の中で情報を提供することを要求する権限をもつ。監督当局の一部は、これらの報告における情報の全部または一部を公にするだろう。さらに、監督当局が要件を実行させることのできる仕組みも多数存在している。これらの仕組みは国によって異なり、銀行の経営陣との（その銀行経営陣の行動様式を変えるための）対話を通じた「道徳的説得」 (moral suasion) から、厳重注意 (reprimand) や罰金までいろいろである。使用される正確な措置の性格は、監督当局の法的権限および情報開示不備の重要度によって変わる。しかし、以下の場合を除いては、直接的な所要自己資本の追加が、情報開示を行わないことに対する対応措置 (response to non-disclosure) となることを意図しているわけではない。

812. 上記で概説した一般的な介入措置に加え、本枠組も特定の措置についての役割を担っている。つまり、低いリスク・ウェイトまたは特定の手法を適用するうえで、情報開示が第一の柱の下で適格性基準となる場合には、直接的な制裁措置（低いウェイトや特定の手法の適用を認めないこと）が存在することになる。

#### D. 会計上の情報開示との相互作用

813. 第三の柱の情報開示の枠組が、より広い範囲をカバーする会計基準における基準と矛盾しないようにする必要があることを、当委員会は認識している。当委員会は、銀行の自己資本充実度の情報開示を目的とする第三の柱の絞られた焦点が、より広範囲の会計原則と矛盾しないよう、多くの努力を払ってきた。当委員会は今後も、会計監督当局（accounting authorities）と継続的な関係を維持する意向である。これは、会計監督当局の継続的な作業が、第3の柱で要求される開示に対して影響を持ち得るからである。当委員会は、この分野に関する継続的なモニタリングと業界の発展に照らして、必要に応じ、将来、第三の柱を改訂することを検討する。

814. 経営陣は、情報開示の適切な手段および場所を、その裁量で決めるべきである。会計基準に従って、または証券監督機関が制定する上場基準(listing requirements)を満たすために情報開示を行う場合、銀行は、適用される第三の柱の期待に沿うために、それらに依存してもよい。その場合、会計基準その他に基づく情報開示と、監督上必要な情報開示との間の重要な違いを説明すべきである。この説明は、逐条的照合形式(a line by line reconciliation)を取る必要はない。

815. 会計基準あるいはその他の基準で必須とされる情報開示ではない場合、経営陣は、各国の監督当局の基準と合致する形で、他の方法（例えば、公にアクセス可能なインターネット上のウェブサイトや銀行監督当局に提出した規制上の報告書の公表など）で、第三の柱に関する情報を提供することを選択してもよい。しかし、可能な限り銀行は、関連するすべての情報を1つの場所で提供しよう奨励される。また、会計上の開示とともに情報が提供されない場合、銀行はどこで追加情報を得ることができるかを示すべきである。

816. このような会計基準あるいはその他基準で必須とされる情報開示を認識することは、情報開示の検証のための要件を明確化するのに役立つだろう。例えば、年次報告(annual financial statements)における情報は、通常監査を受けるが、そのような報告とともに公表される追加情報の内容は、監査済み財務諸表と一貫性がなければならない。また、その他の情報開示制度（例えば、証券監督当局が公布する上場基準(listing requirements)など）を満たすために発行される補足情報（例えば、MD&A (Management's Discussion and Analysis) 情報など）は、検証の問題を解決するため、通常、十分な精査を受ける必要がある（例えば、内部統制評価(internal control assessments)など）。検証の枠組の中で、例えば、単独の報告書やウェブサイトの一部として情報が公表されない場合、経営陣は、以下に定める一般的な開示原則に沿って、情報が適切に検証されていることを確保すべきである。したがって、第三の柱による情報開示は、会計基準の設定者、証券監督当局またはその他当局が別途要求しない限り、外部の監査人による監査を必要としない。

#### E. 重要性

817. 銀行は、重要性の原則の概念に従って、銀行にとってどのような項目の情報開示が適切かを判断すべきである。ある情報が省略されたり、誤って伝えられる結果、その情報を信頼して経済的意思決定をする利用者が行う評価や決定が変更されたり影響を受ける場合、

その情報は重要性があるとみなされる。この定義は、国際会計基準(IAS)や多くの国の会計基準と合致している。特定の状況において、財務情報の利用者がその情報を重要と考えるかどうかについて定性的判断(ユーザーテスト)を行うことが必要なことを、当委員会は認識している。当委員会が情報開示に特定の基準を設定していないのは、操作の余地があり、また見極めが難しいためであり、ユーザーテストが十分な情報開示を行うための有用なベンチマークであると考えている。

## F. 頻度

818. 第三の柱に定められた情報開示は、以下の例外を除き、半期毎に(on a semi-annual basis)行われるべきである。銀行のリスク管理目的および方針、報告システムおよび定義に関して、一般的な概要を提供する定性的情報開示は、年に1回行えばよい。本枠組におけるリスク感応度の高まりに対する認識や、資本市場での情報開示がより頻繁になっているといった一般的な傾向を踏まえ、国際的に活動している大規模銀行(large internationally active banks)およびその他重要な銀行(other significant bank)(およびその主な子会社)は、Tier 1比率、全体的な自己資本比率およびその構成要素<sup>174</sup>を四半期毎に(on a quarterly basis)開示しなければならない。さらに、リスク・エクスポージャーまたはその他の事項に関する情報の変化が早い場合、銀行は、それに関する情報も四半期毎に(on a quarterly basis)開示すべきである。あらゆる場合において、銀行は、重要な(material)情報を実行可能な限り早い段階で公表すべきである。ただし、各国法制度上の同様の要件で定められた期限を過ぎてはならない。<sup>175</sup>

## G. 固有の自己情報および守秘義務に係る情報

819. 財産的価値を有する情報(proprietary information)とは、商品やシステムに関する情報など、競合他社と共有してしまうとこれらの商品/システムに対する銀行の投資価値を引き下げ、競争的地位を弱体化させるような情報をいう。顧客に関する情報は、法的契約(legal agreement)や取引相手との関係の下で提供を受けるものであるため、多くの場合機密扱いである。これは、例えば、使用する方法、パラメーター推定、データなど内部の取扱いの詳細だけでなく、顧客ベースの情報(information about their customer base)について、銀行が開示すべき事項に対しても影響を与える。当委員会は、以下に定める基準が、意味ある開示の必要性と、財産的価値を有する情報および守秘義務に係る情報の保護との間に、適切なバランスを設定していると考えている。例外的な場合に、第三の柱において必要とされる特定の情報開示は、その性質上、財産的価値を有する情報および守秘義務に係る情報を公開することで、銀行の地位に大きな損害を与えるかもしれない。このような場合、銀行はこうした特定の情報項目を開示する必要はないが、その特定の情報項目が開示されなかった事実およびその理由とともに、要件とされている内容に関するより一般的な情報を開示しなければならない。この限定的な免除措置は、会計基準における情報開示義務との対立を意図するものではない。

---

<sup>174</sup> ここでいう構成要素には、Tier 1資本、総自己資本および総所要自己資本を含む。

<sup>175</sup> 安定したリスク・プロファイルをもつ小規模銀行については、年1回の報告を容認してもよい。銀行が情報開示を年1回のみとする場合、その扱いが妥当な理由を明記すべきである。

## II. 情報開示の項目 (The disclosure requirements) <sup>176</sup>

820. 以下のセクションでは、第三の柱における情報開示項目を表形式で示す。追加的な定義および説明は、一連の脚注で示されている。

### A. 一般的な情報開示原則 (General disclosure principle)

821. 銀行は、どのような情報開示を行うか、および、情報開示プロセスの内部統制を決定するうえでの自行のアプローチを定め、取締役会で承認された正式な情報開示の方針を有しておくべきである。また、銀行は、情報開示の検証や頻度など、情報開示の適切性を評価するプロセスを実施すべきである。

### B. 適用範囲

822. 第三の柱は、「第1部：適用範囲」で上述されているとおり）本枠組が適用される銀行グループの最上位の連結レベル (the top consolidated level of the banking group) で適用される。グループ内における個別銀行に関する情報開示は、通常、以下に定める情報開示基準を満たす必要はない。これについての例外は、連結上で最上位に位置する事業体 (top consolidated entity) が全体の自己資本比率および Tier 1 自己資本比率の情報開示をする際に、グループ内の重要な銀行子会社の分析が適切な場合である。その目的は、グループ内で資金または資本を移動する場合に、本枠組やその他の適用可能な制限をこれらの子会社が遵守する必要があることを認識するためである。

表 1

適用範囲

定性的 開示項目	(a)	本枠組が適用されるグループの最上位に位置する企業の名称。
	(b)	会計上と規制上の連結ベースの相違点の概要。および、グループ内の次のような各エンティティ <sup>177</sup> に関する簡単な説明；(a) 完全連結されている <sup>178</sup> 、(b) 比例連結されている <sup>179</sup> 、(c) 資本控除の取扱いを受けている <sup>180</sup> 、(d) 超過資本 (surplus capital) が認められている、 <sup>180</sup> (e) 連結されていないし、資本控除もなされていない (例えば、出資額がリスク・アセットとして計上されている)。
	(c)	グループ内の資金あるいは所要自己資本の移動に関する、あらゆる制限または主な障害

<sup>176</sup> 本枠組のこのセクションにおいて、アステリスクのついた情報開示は、規制上の自己資本を算定する際の特定の手法や特定の計測方法を利用するための条件である。

<sup>177</sup> 事業体＝証券会社、保険会社、その他の金融子会社、商業を営む企業、重要な少数持分となる保険会社・金融会社・一般事業を営む企業への投資。

<sup>178</sup> 例えばIAS27 など、連結会計における重要な子会社リストに従うこと。

<sup>179</sup> 例えばIAS31 など、連結会計における子会社リストに従うこと。

<sup>180</sup> 例えばIAS27・32 など、連結会計における重要な子会社リストの範囲の拡張として提供され得るもの（連結する銀行にとって重要な場合にのみ、適用企業の範囲は拡張される）。

定量的 開示項目	(d)	連結グループの自己資本に含まれる保険子会社の超過資本 <sup>181</sup> の総額（控除あるいは代替的な手法 <sup>182</sup> の対象となる場合を含む）
	(e)	連結に含まれない、つまり、資本控除の対象となるすべての子会社の資本の欠損金の総額 <sup>183</sup> 、およびそのような子会社の名称
	(f)	自己資本控除、あるいは、代替的なグループワイド的手法（alternate group-wide method） <sup>185</sup> ではなく、リスク・ウェイトが適用されるような <sup>184</sup> 保険会社に対する当該企業の総持分の総投資額（例：現在の簿価）。そして、その名称、設立国あるいは所在地、所有者持分比率、異なる場合には、これらの企業に対する議決権の比率。加えて、この手法を用いた場合と資本控除・代替的なグループワイド的手法を用いた場合の自己資本比率への定量的な影響を示すこと。

## C. 自己資本

表 2

### 自己資本の構成

定性的 開示項目	(a)	すべての資本調達手段、特に、革新的で（innovative）複雑な、あるいはハイブリッド型の自己資本調達手段について、主要な特徴となる取引条件に関する概略の情報
定量的 開示項目	(b)	Tier 1資本の額および、以下の項目に関する個別の開示 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 株主払込資本金/普通株式</li> <li>● 準備金（reserves）</li> <li>● 子会社の少数株主持分</li> <li>● 革新的な資本調達手段<sup>186</sup></li> <li>● その他の資本調達手段</li> <li>● 保険会社からの超過資本<sup>187</sup></li> <li>● 自己資本比率算定にあたってTier 1資本から控除された差額<sup>188</sup>ならびに</li> <li>● その他Tier 1から控除された額（のれんおよび投資を含む）</li> </ul>
	(c)	Tier 2資本とTier 3資本の総額
	(d)	自己資本からのその他の控除額 <sup>189</sup>
	(e)	規制上の自己資本の合計

<sup>181</sup> 非連結の規制対象子会社における超過資本とは、当該企業への投資額と当該企業に対する規制上の所要自己資本額との差額である。

<sup>182</sup> パラグラフ 30 および 33 参照

<sup>183</sup> 資本の欠損金とは、実際の自己資本が規制上の所要自己資本を下回っている額である。当該子会社に対する投資額の控除に加えて、グループ・レベルでその欠損金額を控除した場合には、（資本控除の対象となる）資本の欠損金の総額には含まれない。

<sup>185</sup> パラグラフ 30 参照

<sup>184</sup> パラグラフ 31 参照

<sup>186</sup> 革新的な資本調達手段については、当委員会のプレスリリース「Tier 1 自己資本への算入に適切な資本調達手段」（1998年10月27日）に記載されている。

<sup>187</sup> パラグラフ 33

<sup>188</sup> Tier 1 資本から控除されるべき 50%の差額（内部格付手法により計算される期待損失が総引当金額を超える場合）を表す。

<sup>189</sup> Tier 2 資本から控除されるべき 50%の差額（内部格付手法により計算される期待損失が総引当金額を超える場合）を含む。

表 3

## 自己資本充実度

定性的 開示項目	(a)	銀行の現在ならびに将来の活動を支えるため自己資本の充実度を評価する手法の説明の要約
定量的 開示項目	(b)	信用リスクに関する所要自己資本： <ul style="list-style-type: none"> <li>標準的手法または簡便な標準的手法(simplified standardised approach)が適用されるポートフォリオは、各ポートフォリオ毎に開示</li> <li>内部格付手法が適用されるポートフォリオは、基礎的内部格付手法に基づく各ポートフォリオ、および先進的内部格付手法に基づく各ポートフォリオ毎に開示 <ul style="list-style-type: none"> <li>コーポレート（当局設定のスロットティング・クライテリアが適用されないSLを含む）、ソブリンおよび銀行</li> <li>住宅ローン</li> <li>リテールの適格リボルビング、<sup>190</sup> および</li> <li>その他リテール</li> </ul> </li> <li>証券化エクスポージャー</li> </ul>
	(c)	内部格付手法における株式のエクスポージャーに関する所要自己資本： <ul style="list-style-type: none"> <li>マーケットベース手法が適用される株式ポートフォリオ</li> <li>簡便手法(simple risk weight method)が適用される株式ポートフォリオ</li> <li>内部モデル手法(IMA)が適用されるバンキング勘定における株式(バンキング勘定の株式エクスポージャーに対して IMA を用いている銀行の場合)</li> <li>PD/LGD 手法が適用される株式ポートフォリオ</li> </ul>
	(d)	マーケット・リスクに関する所要自己資本 <sup>191</sup> ： <ul style="list-style-type: none"> <li>標準的手法</li> <li>内部モデル手法—トレーディング勘定</li> </ul>
	(e)	オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本 <sup>191</sup> ： <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的指標手法</li> <li>標準的手法</li> <li>先進的計測手法(AMA)</li> </ul>
	(f)	トータルベースおよびTier 1 <sup>192</sup> ベースの自己資本比率： <ul style="list-style-type: none"> <li>最上位企業の連結グループベース</li> <li>重要な銀行子会社ベース（自己資本に関する本枠組がどのように適用されるかによって、単体あるいは準連結(sub-consolidated)ベース)</li> </ul>

<sup>190</sup> 銀行は、第一の柱における自己資本を算定するうえで用いる住宅ローン以外のリテール・ポートフォリオ(non-mortgage retail portfolio)の内訳（すなわち、適格リボルビング型リテール・エクスポージャーおよびその他のリテール・エクスポージャーなど）を示すべきである。ただし、（信用エクスポージャー全体と比較して）これらのポートフォリオの規模が小さくて、各ポートフォリオのリスク・プロファイルが非常に類似していて、個別の開示を行っても、利用者が銀行のリテール業務のリスク・プロファイルの理解を深めることにならない場合を除く。

<sup>191</sup> 所要自己資本は、適用するアプローチについてのみ開示する。

<sup>192</sup> 革新的な自己資本調達手段(innovative capital instruments)の割合を含む。

## D. リスク・エクスポージャーおよび評価

823. 銀行がさらされているリスクおよびそれらのリスクを特定・測定・監視および管理するのに銀行が使う手法は、市場参加者がその銀行を評価する際に検討する重要な要素である。本セクションでは、信用リスク、マーケット・リスク、バンキング勘定における金利リスクや株式リスク、オペレーショナル・リスクなど、いくつかの主要な銀行業務にかかわるリスクを考える。また、本セクションでは、銀行のリスク・プロファイルを左右する信用リスク削減および資産の証券化に関する情報開示についても触れる。また、規制上の自己資本の評価について異なる手法を用いる銀行について、適用可能な場合には、別々の情報開示方法を定めている。

### 1. 一般的な定性的情報開示項目

824. 個別のリスク・エリアについて（信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、バンキング勘定の金利リスク、株式など）、銀行は、それらのリスク管理の目的および方針について説明しなければならない。これらは、以下の点を含む。

- 戦略およびプロセス
- 関連するリスク管理機能の構造および組織
- リスク報告および/または測定システムの範囲および性質
- リスクをヘッジおよび/または削減するための方針、および、ヘッジや削減の継続的な効果を監視する戦略およびプロセス

### 2. 信用リスク

825. 信用リスクの一般的な情報開示は、信用エクスポージャー全体について、幅広い情報を市場参加者に提供するが、必ずしも監督上の目的のための情報に基づいている必要はない。所要自己資本の算定手法に関する情報開示は、エクスポージャーの特定の性質、自己資本評価の手法および開示された情報の信頼性を評価するデータに関する情報を提供する。

表 4<sup>193</sup>

#### 信用リスク：全銀行に関する一般的な開示項目

定性的 開示項目	(a) 信用リスクに関する一般的な定性的開示項目（パラグラフ824参照）；以下の項目を含む。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 延滞（past due）、減損（impaired）の定義（会計上のもの）</li><li>● 個別および一般引当金に関する手法、統計的手法の説明</li><li>● 銀行の信用リスク管理ポリシーに関する議論、および、</li><li>● 基礎的内部格付手法または先進的内部格付手法を完全にではなく部分的に採用している銀行については、1) 標準的手法、2) 基礎的内部格付手法、および 3) 先進的内部格付手法に従っている各ポートフォリオ内のエクスポージャーの性質、およびエクスポージャーを該当の手法に完全に移行させるための経営陣の計画とタイミングについての説明。</li></ul>
-------------	--

<sup>193</sup> 表 4 は、株式を含まない。

定量的 開示項目	(b)	グロスの信用リスク・エクスポージャーの合計額 <sup>194</sup> 、および、その期中の平均信用リスク・エクスポージャー <sup>195</sup> <sup>196</sup> の主な種類別内訳 <sup>197</sup>
	(c)	主な信用リスク・エクスポージャーの種類別に示された、主要な地域別内訳がわかるような信用リスク・エクスポージャーの地理的 <sup>198</sup> 内訳
	(d)	主な信用リスク・エクスポージャーの種類別に示された、信用リスク・エクスポージャーの業種別・取引相手別の内訳
	(e)	主な信用リスク・エクスポージャーの種類別に示された、ポートフォリオ全体の契約上の残存期間別の内訳 <sup>199</sup>
	(f)	主な業種別・カウンターパーティータイプ別の <ul style="list-style-type: none"> <li>● 減損債権の金額、および入手可能であれば、延滞金額を別個に記載<sup>200</sup></li> <li>● 個別引当金および一般引当金、および</li> <li>● その期間の個別引当金繰入額・貸出金償却</li> </ul>
	(g)	減損債権の金額、および入手可能であれば、延滞金額を別個に、重要な地域別に記載する。実際に可能であれば、各地域に関連した個別引当金および一般引当金の金額も記載 <sup>201</sup>
	(h)	減損対象となった貸出金 (loan impairment) に係る引当金の変動の照合 (reconciliation)。 <sup>202</sup>
	(i)	1) 標準的手法、2) 基礎的内部格付手法、3) 先進的内部格付手法に従ったポートフォリオ毎のエクスポージャーの金額 (内部格付手法採用銀行の場合、引出金額および未引出金額に対する EAD)

<sup>194</sup> すなわち、適用可能な会計制度に従った会計上の相殺後のものであり、また、担保やネットティングなどの信用リスク削減手法の効果を考慮する前のもの。

<sup>195</sup> 期末ポジションが、その期間における銀行のリスク・ポジションを表している場合、グロスの平均エクスポージャーを開示する必要はない。

<sup>196</sup> 会計基準または利用される計測方法を特定するその他の要件に従い、平均金額が開示される場合、その方法を採用するべきである。そうでない場合には、銀行のシステムで、経営上、規制上またはその他の理由を目的として使用される最も短い間隔 (the most frequent interval) で、平均エクスポージャーを算定すべきである。ただし、算出された平均値が、銀行のオペレーションを表すものであることを前提とする。平均値の算出根拠は、日次平均ではない場合のみ記載する必要がある。

<sup>197</sup> この内訳は、会計基準で適用されるものとすることができ、例えば、(a) 貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフバランスシート・エクスポージャー、(b) 債券、(c) OTCデリバティブ、などとする事ができる。

<sup>198</sup> 地域区分 (Geographical areas) は、個別の国ベース、複数の国を含むグループベース、または国内の地域から構成されるかもしれない。銀行は、銀行のポートフォリオを管理している地域区分に従って、地域区分を定義付けることができるかもしれない。各地域区分に貸出金を割り当てる基準は明記すべきである。

<sup>199</sup> これは、会計基準において既に対象となっているかもしれない。その場合、銀行は会計上使用しているのと同じマチュリティ別分類を使用してもよい。

<sup>200</sup> 銀行は、延滞債権の経過年数 (ageing) の分析も提供することが推奨される。

<sup>201</sup> 地域別に割り当てられていない一般引当金部分は、別に開示すべきである。

<sup>202</sup> 照合は、個別引当金および一般引当金の別に表示し、その情報は、引当金の種類の説明、引当金の期首残高、期中の引当金に対する償却額、期中の貸倒損失金見込みのために繰り入れた (または戻し入れた (reversed)) 額、各引当金の間での振替などその他の調整 (例えば、換算レートの変換差額、事業結合、買収および子会社の売却など)、および引当金の期末残高などである。損益計算書に直接計上している償却額および回収額は、別に開示すべきである。

表 5

信用リスク：標準的手法および内部格付手法における当局設定のリスク・ウェイトが適用されるポートフォリオに対する開示項目<sup>203</sup>

定性的 開示項目	(a)	<p>標準的手法によるポートフォリオについて以下を開示：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 使用された ECAI および ECA の名称、および変更があった場合にはその理由*</li> <li>• それぞれの格付機関を使用しているエクスポージャーの種類</li> <li>• 公表格付をそれに対応する銀行勘定の資産に当てはめるプロセスの説明</li> <li>• 異なる格付機関の格付記号 (alphanumeric scale) とリスク区分 (risk buckets) との対応関係<sup>204</sup></li> </ul>
定量的 開示項目	(b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 標準的手法によって算定される信用リスク軽減後のエクスポージャーについては、リスク・ウェイト区分毎の (in each risk bucket) 銀行の保有残高 (格付のあるものと無格付のもの)、および資本控除した額。</li> <li>• 内部格付手法における当局設定リスク・ウェイトによって算定されるエクスポージャー (HVCRE、当局設定のスロットティング・クライテリアによる SL 商品、および簡便手法による株式) については、リスク・ウェイト区分毎の (in each risk bucket) 銀行の保有残高。</li> </ul>

信用リスク：内部格付手法によるポートフォリオの情報開示

826. 本枠組の重要な部分は、信用リスクに係る規制上の所要自己資本の評価について、内部格付手法を導入したことである。程度の差はあるものの、銀行は、規制上の自己資本算定に自行の入力情報を使う裁量を有している。本サブ・セクションでは、内部格付手法が、市場参加者に資産の質に関する情報を提供することを意図した一連の開示の基礎として利用されている。また、市場参加者がエクスポージャーを踏まえた所要自己資本を評価できるようにするために、これらの開示が重要である。定量的情報開示には 2 種類ある。リスク・エクスポージャーおよび評価の分析 (すなわちインプット情報) に焦点を当てるものと、(開示情報の信頼性の指標を与える基礎として) 実際の結果に焦点を当てるものである。これらを補完するのが定性的情報開示項目であり、内部格付制度の枠組の基礎となる前提条件、リスク管理の枠組の一部としての内部格付制度の利用、内部格付制度の結果を検証する手段に関する、背景となる情報を提供している。情報開示体制は、財産的価値を有する情報を開示したり、使用する内部格付制度の詳細を評価する監督当局の役割と重複することなく、内部格付手法を適用する銀行の信用リスク・エクスポージャーならびに、内部格付制度の枠組の適用および妥当性全般にわたって、市場参加者が評価できるようにすることを目的としたものである。

<sup>203</sup> 貸付ポートフォリオ全体の 1%未満でしか格付が利用されていない場合、極小の除外規定 (de minimis exception) が適用されるであろう。

<sup>204</sup> 関係する監督当局が公表している標準的なマッピング手法に銀行が従っている場合、この情報を開示する必要はない。

表 6

## 信用リスク：内部格付手法が適用されるポートフォリオに対する開示項目

定性的 開示項目*	(a)	監督当局による手法の承認/監督当局によって認められている移行期間
	(b)	<p>以下についての説明とレビュー：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部格付制度の構造と、内部格付と外部格付の関係</li> <li>内部格付手法による所要自己資本を計算する目的以外の内部的な推計値の使用</li> <li>信用リスク削減の管理と認識のプロセス</li> <li>独立性、説明責任および格付制度検証の議論など、格付制度の管理メカニズム。</li> </ul>
	(c)	<p>5つの異なるポートフォリオ毎に提供される内部格付プロセスの説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コーポレート（SME、スペシャライズド・レンディングおよび購入した事業法人向売掛債権を含む）、ソブリンおよび銀行</li> <li>株式<sup>205</sup></li> <li>住宅ローン</li> <li>適格リボルビング型リテール<sup>206</sup>および</li> <li>その他リテール</li> </ul> <p>各ポートフォリオについて、説明は以下を含むべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポートフォリオに含まれるエクスポージャーのタイプ。</li> <li>PD、（先進的内部格付手法によるポートフォリオの場合）LGDおよびEADの推計および検証に用いた定義、方法およびデータ。これら変数の導出に用いられた前提を含む。<sup>207</sup> および</li> <li>パラグラフ 456 および脚注 89 で認められている、デフォルトの参照定義からの逸脱が重大であると判断される場合、その逸脱に関する説明。これには、そのような逸脱が影響を与える広義のポートフォリオ・セグメントに関する説明を含む。<sup>208</sup></li> </ul>

<sup>205</sup> 銀行がバンキング勘定で保有している株式にPD/LGD手法を適用している場合にのみ、個別のポートフォリオとして、ここに株式を開示する必要がある。

<sup>206</sup> 定性的情報開示およびそれに続く定量的情報開示の双方で、銀行は、適格リボルビングのリテール・エクスポージャーとその他のリテール・エクスポージャーを区別して記載すべきである。ただし、（信用エクスポージャー全体に比較して）これらのポートフォリオの規模が小さく、また各ポートフォリオのリスク・プロファイルが顕著に類似し、別開示を行っても、利用者が銀行のリテール業務のリスク・プロファイルの理解を深めることにならない場合を除く。

<sup>207</sup> この情報開示においては、モデルに関する完全な詳細説明は求められていない。変数の定義や、以下の定量的リスク開示で定められた変数を推定・検証する手法など、モデル手法の幅広い概観を読み手に提供すべきである。これは、5つのポートフォリオそれぞれについて行うべきである。銀行は、それぞれのポートフォリオ内でこれらの変数を推定する手法に大きな相違点がある場合、それを提示すべきである。

<sup>208</sup> これは、以下の定量的情報開示の内容を読み手に与えるものである。銀行は、読み手のPD区分によるエクスポージャーの開示を比較・理解しようとする能力に影響を与えるような、デフォルトの参照定義からの重大な乖離があった主要な分野のみを説明すればよい。

<p>定量的 開示項目：リスク評 価*</p>	<p>(d)</p>	<p>リテールを除く各ポートフォリオ（上記で定義済み）について、意味のある信用リスクの区分が可能となるのに十分な数のPD区分（およびデフォルト区分）毎に以下の情報を開示<sup>209</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• エクスポージャーの合計額（事業法人向け・ソブリンおよび銀行向けについては、ローン残高および未引出コミットメントのEAD<sup>210</sup>、株式についてはその残高）</li> <li>• 先進的内部格付手法を採用する銀行については、エクスポージャーによりウェイト付けされた平均LGD（%）、および</li> <li>• エクスポージャーによりウェイト付けした平均リスク・ウェイト</li> </ul> <p>先進的内部格付手法を採用する銀行は、各ポートフォリオについて、未引出のコミットメントおよびエクスポージャーによりウェイト付けされた平均EAD<sup>211</sup> リテール・ポートフォリオ（上記で定義済み）については、次のいずれか。<sup>212</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記で示された項目のプール・ベースでの開示（すなわち、リテール以外のポートフォリオの場合と同様）、または</li> <li>• 意味のある信用リスク区分となるように考慮した十分な数の EL 区分に対するプール・ベース(pool basis)のエクスポージャー（貸出残高およびコミットメントのEAD）の分析。</li> </ul>
<p>定量的 開示項目：実績値 (historical results*)</p>	<p>(e)</p>	<p>前期（the preceding period）における各ポートフォリオ毎の損失の実績値（例、直接償却額や個別引当金繰入額など）およびそれが過去の実績値とどう異なるか。前期における損失の実績値に影響を与えた要因に関する議論。例えば、平均デフォルト率より高かったか、LGD や EAD が平均より高かったか、など。</p>

<sup>209</sup> 以下のPD、LGD およびEAD の開示は、第 2 部で認識されている担保、ネットティング、保証またはクレジット・デリバティブの効果を反映すべきである。各PD区分の開示には、各区分に対するエクスポージャーでウェイト付けした平均PDを含めるべきである。銀行が開示目的でPD区分を統合する場合には、内部格付手法において使用されるPD区分の分布状況を代表するような区分分けを行うべきである。

<sup>210</sup> ローン残高、未引出コミットメントのEAD は、合算ベース（combined basis）で開示 できる。

<sup>211</sup> 銀行は、各ポートフォリオで 1 つのEAD推計値を提示すればよい。ただし、より意味のあるリスク評価を提示するのに役立つと、銀行が判断する場合、関連する未引出のエクスポージャーに対して、複数のEADカテゴリーを設けてEAD予測を開示してもよい。

<sup>212</sup> 通常、銀行は、リテール以外のポートフォリオに対する情報開示方法に従うことを期待される。ただし、信用リスクの意味のある分別化（differentiation）を読み手に提供できると考える場合、情報開示の基準として、EL区分の利用を選択してもよい。銀行が、情報開示のために内部区分（PD/LGD または ELのいずれか）を大きな括りにまとめている場合、これは、内部格付手法で使用されている区分の分布を代表するような区分けとすべきである。

	(f)	長期にわたる実績値と銀行による推計値との対比 <sup>213</sup> 。最低限、（上で定義した）各ポートフォリオ毎に、その内部格付プロセスのパフォーマンスに関して意味のある評価を行うのに十分な期間にわたって、損失実績値と損失推計値の対比 についての情報を含むべきである <sup>214</sup> 。また、適切な場合には、銀行はこれをさらに分解し、上述のリスク評価の定量的開示項目における推定値と、PD実績値、また先進的内部格付手法を採用している銀行においてはLGD実績値およびEAD実績値との対比分析を、提供すべきである <sup>215</sup> 。
--	-----	--

表 7

信用リスク削減手段： 標準的手法と 内部格付手法のための開示項目 <sup>216, 217</sup>

定性的 開示項目*	(a)	信用リスク削減手段に関する一般的な定性的開示項目（パラグラフ 824 参照）は、以下の項目を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>オンおよびオフバランスシート・ネットティングに関する方針およびプロセス、ならびにそれらネットティングを銀行が利用する度合を示すもの。</li> <li>担保評価・管理の方針およびプロセス。</li> <li>銀行が取る担保の主な種類の説明。</li> <li>保証人/クレジット・デリバティブの取引相手の主な種類およびその信用度。</li> <li>削減措置における（マーケットまたは信用）リスク集中に関する情報。</li> </ul>
定量的 開示項目*	(b)	標準的手法または基礎的内部格付手法で個別に開示されている各信用リスク・ポートフォリオについて、以下の手法によってカバーされているエクスポージャー合計（可能であれば、オン又はオフバランスシートのネットティング後）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>適格金融資産担保、および</li> <li>内部格付手法で利用されるその他の適格担保</li> </ul> ただし、ヘアカットが適用された後のベース。 <sup>218</sup>

<sup>213</sup> これらの情報開示は、長期的に、「定量的開示項目：リスク評価」で提供された情報の信頼性について、読み手にさらなる情報を与えるものである。この情報開示は 2009 年末から必要となる。それまでの間、早期の実施が推奨される。段階的な実施は、これらの情報開示が意味あるものになるよう長期のデータを構築するのに十分な時間を銀行に与えるものである。

<sup>214</sup> 当委員会は、この評価のための期間について、指示を与えるものではない。実施にあたり、銀行は可能な限り長期のデータを提供するよう期待される。例えば、10 年間のデータがあるのであれば、その 10 年間における各PD区分の平均デフォルト率の開示を選択する。年間ベースの額は開示する必要はない。

<sup>215</sup> 「定量的開示項目：リスク評価」における推定値の信頼性について、利用者の理解が深まるのであれば、銀行はこのさらなる内訳を提供すべきである。銀行が、特にこの情報を提供すべきなのは、銀行が提示するPD、LGDまたはEADの推定値と、長期に渡る実績値との間に、重大な差異がある場合である。また銀行は、このような差異に関する説明も提示すべきである。

<sup>216</sup>最低限、本枠組において所要自己資本を引き下げる目的として認識されている信用リスク削減手段に関して、銀行は以下の情報開示を行わなければならない。該当ある場合には、銀行は、かかる目的として認識されていないリスク削減手法に関して更なる情報を提供することが推奨される。

<sup>217</sup> 本枠組において、シンセティック型証券化構造の一部として扱われるクレジット・デリバティブは、信用リスク削減手段の情報開示から除き、証券化に関する情報開示に含めるべきである。

<sup>218</sup> 包括的手法を適用する場合において、該当あるときには、第 2 部で認められているように、エクスポージャーに適用されたプラスの調整を取り除くために、ヘアカット後の担保でカバーされることとなる総エクスポージャーをさらに削減すべきである。

	(c)	標準的手法および/または内部格付手法で個別に開示されている各信用リスク・ポートフォリオについて、保証またはクレジット・デリバティブによってカバーされているエクスポージャー合計（該当ある場合は、オンまたはオフバランスシートのネットティング後）。
--	-----	---

表 8

CCR 関連エクスポージャーの一般的な開示項目

定性的 開示項目	(a)	<p>デリバティブと CCR に関する一般的な定性的開示項目（パラグラフ 824 および 825）は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カウンターパーティー・信用エクスポージャーに対する経済的資本と信用限度の割当に使用される手法に関する説明。</li> <li>・ 担保の確保と信用リスクに対する引当金の設定に関する方針の説明。</li> <li>・ ロング・ウェイ・リスク（wrong-way risk）に関する方針の説明。</li> <li>・ 自身の信用格付が引き下げられた場合に銀行が提供しなければならない担保額の影響に関する説明。</li> </ul>
	(b)	<p>契約のプラスの公正価値の総額、ネットティングの効果、ネットティング後のカレント信用エクスポージャー、保有担保（現金、国債などの種類を含む）、デリバティブのネット信用エクスポージャー<sup>219</sup>。また、IMM、SM、CEMのいずれか適用可能な方式に基づくデフォルト時エクスポージャーあるいはエクスポージャー額の推計値の報告。クレジット・デリバティブによるヘッジの想定元本および信用エクスポージャーの種類毎のカレント・エクスポージャーの分布<sup>220</sup>。</p>
定量的 開示項目	(c)	<p>CCRに対するエクスポージャーを伴うクレジット・デリバティブ取引（想定元本）で、金融機関自身の信用ポートフォリオのために使用されるものと金融機関の仲介活動で使用されるものとは区別すること。使用されているクレジット・デリバティブの分布で、各商品グループ毎にプロテクションの買いと売りの内訳を示したものを含む<sup>221</sup>。</p>
	(d)	<p>銀行がアルファの推計の承認を監督当局から得ている場合にはアルファの推計値。</p>

<sup>219</sup> ネット信用エクスポージャーとは、法的強制力のあるネットティング契約と担保契約の双方の効果を考慮したうえでのデリバティブ取引に関する信用エクスポージャーである。クレジット・デリバティブによるヘッジの想定元本は、市場参加者に信用リスク削減手段の新たな源泉として注意が喚起される。

<sup>220</sup> これは金利関連契約、外国為替関連契約、株式関連契約、クレジット・デリバティブ、コモディティ/その他の契約などである。

<sup>221</sup> これはクレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジットオプションなどである。

表 9

証券化：標準的手法と内部格付手法のための開示項目<sup>217</sup>

定性的 開示項目*	(a)	証券化（シンセティック型証券化を含む）に関する一般的な定性的開示項目（パラグラフ 824 参照）：これは、以下の項目に関する議論を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>証券化活動に関する銀行の目的。当該業務が原証券化エクスポージャーの信用リスクを銀行から他の事業体に移転させる程度を含む。</li> <li>証券化プロセスにおいて銀行が果たした役割<sup>222</sup> およびそれら各々における銀行の関与の度合を示すこと。</li> </ul> 銀行がその証券化業務に対して適用している自己資本規制上のアプローチ（例えば、RBA、IAA、SFA）
	(b)	以下を含めた、銀行の証券化活動に関する会計方針の要約 <ul style="list-style-type: none"> <li>取引が売却または資金調達の内いずれとして扱われているか。</li> <li>売却益（gain on sale）の認識</li> <li>留保持分の評価のための主な前提（直近の報告期間からの重要な変更およびその変更による影響を含む）</li> <li>他の会計方針（例、デリバティブ）によってカバーされていない場合には、シンセティック型証券化の取扱い</li> </ul>
	(c)	証券化で用いられる ECAI の名称と各格付機関を利用した証券化エクスポージャーのタイプ
定量的 開示項目*	(d)	銀行が証券化したエクスポージャーで証券化の枠組に従うもの（伝統的なもの、シンセティック型の内訳別）の合計残高、およびエクスポージャーの種類別内訳。 <sup>223 224 225</sup>
	(e)	銀行が証券化し、証券化の枠組が適用されるエクスポージャーについて； <sup>225</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>証券化資産で減損/延滞となっているものの金額、および</li> <li>当期中に銀行が認識した損失<sup>226</sup></li> </ul> のエクスポージャーの種類別内訳。
	(f)	留保している、あるいは、購入した証券化エクスポージャーの総額 <sup>227</sup> 、および、エクスポージャーの種類別内訳。 <sup>223</sup>

<sup>222</sup> 例えば、オリジネーター、投資家、サービサー、信用補完の提供者、資産担保型コマーシャルペーパー・ファシリティーのスポンサー、流動性の提供者、スワップの提供者。

<sup>223</sup> 例えば、クレジット・カード・ローン、ホーム・エクイティ・ローン、自動車ローンなど。

<sup>224</sup> オリジネーターである銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引は、別に表示すべきだが、取引を開始した年のみ報告すればよい。

<sup>225</sup> 妥当な場合には、銀行は、スポンサーとしてのみ行動する業務の結果生じるエクスポージャーと、証券化の枠組に従っている他のすべての証券化業務から生じるエクスポージャーを区別することを奨励される。

<sup>226</sup> 例えば、償却・引当金（資産が銀行のバランスシートに残っている場合）、あるいは I/O ストリップおよびその他の残余利益の償却。

<sup>227</sup> 証券化エクスポージャーとは、第 2 部のセクション IV に記載されたように、証券、流動性ファシリティ、その他のコミットメントおよび I/O ストリップ、現金担保勘定（cash collateral accounts）やその他劣後資産などのような信用補完を含むものであるが、これに限定されるものではない。

	(g)	留保している、または購入した証券化エクスポージャーの総額 <sup>227</sup> 、および当該エクスポージャーに対して内部格付手法によって所要自己資本額を計算している場合には、有意な数のリスク・ウェイト区分別の内訳。Tier 1 資本から完全に資本控除されたエクスポージャー、自己資本総額から控除された信用補完I/0、および自己資本総額から控除されたその他のエクスポージャーは、原資産の種類別に別個に開示すべきである。
	(h)	早期償還条項の取扱いに従っている証券化については、証券化ファシリティの原資産種類別に以下の項目を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>セラーおよび投資家の持分に帰属する引出済みエクスポージャーの総額。</li> <li>引出済み残高および未引出枠の留保（すなわちセラーの）部分に関して銀行に賦課される内部格付手法による所要自己資本総額。および</li> <li>引出済み残高および未引出枠の投資家の持分に関して銀行に賦課される内部格付手法による所要自己資本総額。</li> </ul>
	(i)	標準的手法を使用している銀行も (g) および (h) の開示内容に従うが、標準的手法による所要自己資本をベースにすべきである。
	(j)	当期の証券化活動の概略（証券化されたエクスポージャーの種類別内訳を含む）、および、認識された売却損益の資産種類別内訳。

### 3. マーケット・リスク

表 10

#### マーケット・リスク：標準的方式を用いる銀行のための開示項目<sup>228</sup>

定性的 開示項目	(a)	マーケット・リスクに関する一般的な定性的開示項目（パラグラフ 824 参照）。これは、標準的手法がカバーするポートフォリオを含む。
定量的 開示項目	(b)	以下に対する所要自己資本額 <ul style="list-style-type: none"> <li>金利リスク</li> <li>株式ポジションリスク</li> <li>為替リスク</li> <li>コモディティ・リスク</li> </ul>

<sup>228</sup> ここでいう標準的方式とは、第 2 部のセクションVI Cで定義されている「標準化された測定方法」を意味する。

表 11

マーケット・リスク：トレーディング勘定のポートフォリオに対して内部モデル手法(IMA)を用いる銀行のための開示項目

定性的 開示項目	(a)	IMAによってカバーされるポートフォリオを含む市場リスクの一般的な定性的開示項目（パラグラフ 824）。加えて、トレーディング勘定で保有するポジションのための「慎重な評価のための指針」（パラグラフ 690～701）の遵守度合いと遵守のための手法に関する説明。
	(b)	説明には、銀行が内部の所要自己資本を算定するための根拠とする健全性の基準に関する表現も含めるべきである。また、健全性基準に合致する所要自己資本の算定を達成するために使用される手法についての記述も含めるべきである。
	(c)	IMA がカバーする各ポートフォリオについて <ul style="list-style-type: none"> <li>• 使われたモデルの特徴</li> <li>• ポートフォリオに対して適用されたストレステストの説明</li> <li>• 内部モデルおよびモデルプロセスの正確性と一貫性をバックテスト/検証するために用いられたアプローチの説明</li> </ul>
	(d)	監督当局による承認の範囲
定量的 開示項目	(e)	IMA が適用されるトレーディング勘定のポートフォリオについて <ul style="list-style-type: none"> <li>• 報告期間全体および期末の、VaR 値の最高値、平均値、最低値</li> <li>• バックテストの結果における重要なアウトライヤー（“outlier”）の分析を含む、VaR 推計値と銀行が経験した損益の実績値との比較</li> </ul>

#### 4. オペレーショナル・リスク

表 12

オペレーショナル・リスク

定性的 開示項目	(a)	一般的な定性的開示項目（パラグラフ 824 参照）に加えて、銀行に認められているオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本算定の手法
	(b)	銀行が AMA を用いている場合には、銀行の計測手法で考慮されている、関連する内部要因および外部要因に関する議論を含めた、手法の説明。部分的に AMA を用いている（partial use）場合、用いている他の手法の適用範囲およびカバーの度合。
	(c)*	AMA を適用している銀行の場合、オペレーショナル・リスク軽減を目的とした保険の利用に関する説明

#### 5. 株式

表 13

株式：バンキング勘定のポジションについての開示項目

定性的 開示項目	(a)	株式リスクに関する一般的な定性的開示項目（パラグラフ 824 参照）は、以下の項目を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保有株式のうち、キャピタル・ゲインを見込んでいるものと、取引関係や戦略的な理由を含めたその他の目的で保有されているものの区別</li> <li>• バンキング勘定に保有されている株式の評価と会計処理をカバーしている</li> </ul>
-------------	-----	---

		重要な方針の説明。これには、評価に影響を与える主な前提や実務方法、および、その実務方法の重大な変更を含む、使用される会計手法や評価方法を含む。
定量的 開示項目*	(b)	バランスシート上で開示されている投資の価額、ならびにそれら投資の公正価値。また、上場証券については、株価が公正価値と大きく相違する場合、上場株価との比較。
	(c)	以下の通り区分される金額を含め、投資の種類と性質 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公開され取引されている銘柄</li> <li>• 未公開で保有されている銘柄</li> </ul>
	(d)	報告期間において売却あるいは処分によって生じた累積実現損益。
	(e)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 未実現益（損）の総額<sup>229</sup></li> <li>• 潜在的な再評価益（損）の総額<sup>230</sup></li> <li>• Tier 1 資本 および/または Tier 2 資本に含まれるそれらの額。</li> </ul>
	(f)	適切な、銀行の採用手法と整合的な株式種類区分別の所要自己資本の内訳。さらに、自己資本規制上、当局が設定した移行措置あるいはグランドファーザリング条項が適用されるものの総額およびそのような株式投資の種類。

## 6. バンキング勘定の金利リスク

表 14

### バンキング勘定の金利リスク（IRRBB）

定性的 開示項目	(a)	以下を含む一般的な定性的開示項目（パラグラフ 824 参照）：IRRBB の性質および、ローンの期限前返済や満期の定めのない預金の動きに関する仮定など IRRBB 計測の主な仮定、および計測の頻度を含む。
定量的 開示項目	(b)	経営陣が使用する IRRBB の測定方法に従った、上方および下方への金利ショックに対する収入または経済的価値の増加（減少）分の金額（または経営陣が使用する関連指標値）を（適宜）通貨別に示したもの。

<sup>229</sup> 貸借対照表では認識されるが、損益計算書では認識されない評価益（損）

<sup>230</sup> 貸借対照表でも損益計算書でも認識されない評価益（損）